

# 雇用保険労災指導協会だより

秋季号

平成二十二年

## 編集・発行

労働保険事務組合 雇用保険労災指導協会

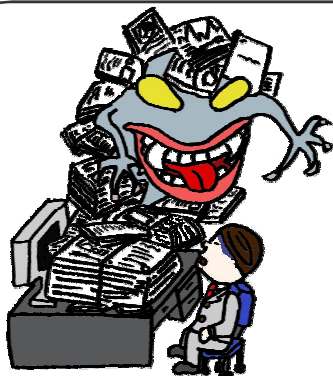
本 部 〒104-0045 東京都中央区築地 7-12-2  
事務局 〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-8-2  
TEL03(5816)5463(代) FAX03(3836)2391  
E-mail:koyo-rosai@nsr-office.com

## 業務案内

労働保険法(雇用保険・労災保険)に基づく諸業務、給付請求、労働保険料徴収納付、その他事務指導

**平成22年度2期労働保険料の納期です**  
指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます

## 労務相談 Q&A



Q1. 多くの会社で、長時間労働の主原因は、次のうちどれでしょう？(複数回答あり)

- ① リストラによる労働力不足
- ② 社内会議
- ③ 勤務時間内の休憩
- ④ 外出時の移動

答え：本誌の3ページ参照

※22年4月1日 労働基準法 改正 月60時間を超える残業に対する賃金割増率が25%以上から50%以上に引き上げられました。(中小企業は当分の間猶予)

Q2. 育児休業中、雇用保険より賃金の約半分の給付金が支給されます(育児休業基本給付金)さて、それは子供が何歳になるまで支給されるのでしょうか？

- ① 1歳まで
- ② 1歳2ヶ月まで
- ③ 1歳6ヶ月まで



答え：本誌の2ページ参照

※22年6月30日 育児介護休業法 改正 雇用保険に加入していて要件を満たせば、給付金の申請ができます。当会でも申請手続きをしています。(料金別途)

Q3. うつ病は過去に労災認定されたことがある？

- ①ある
- ②ない



答え：本誌の4ページ下段左  
5ページ・6ページ参照

※21年度の精神障害等の労災決定件数は234件で、認定率は毎年30%前後です。

## 【その他法改正のお知らせ】

平成22年7月1日 入国管理法 改正 外国人技能実習者を雇入れたときは、すぐに労災保険及び雇用保険に加入しなければならなくなりました。

## 正解

- Q1. ②④  
Q2. ①②③  
Q3. ①

割増賃金の改定(Q1)、育児介護休業の改定(Q2)に伴い、就業規則の変更が必要となるケースがあります。当会にて、就業規則の改正・社会保険の手続労務相談等も受付けています(料金別途)。お気軽にご相談ください。

